

パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱での制度設計項目の中から以下の2点が、本実証実験で取扱う情報に関する論点として考えられる。

- 論点1(大綱Ⅲ章 1 基本的な制度の枠組みに関する規律)

- (1)保護対象の明確化及びその取扱い

パーソナルデータの中には、現状では個人情報として保護の対象に含まれるか否かが事業者にとって明らかでないために「利活用の壁」となっているものがあるとの指摘がある。

このため、個人の権利利益の保護と事業活動の実態に配慮しつつ、指紋認識データ、顔認識データ等個人の身体的特性に関するもの等のうち、保護の対象となるものを明確化し、必要に応じて規律を定めることとする。(後略)

⇒ 撮像情報、特徴量情報(注1)、は、「独立行政法人個人情報保護法」における保有個人情報にあたらないが、個人の身体的特性に関する情報であり、かつ、個人を識別する情報であることから、移動経路情報とともに、セキュリティ対策を含む保護施策を講ずる。なお、これらの情報はNICT内で利用し、個人の特定性を低減した人流統計情報のみを提供対象とする。(ステップ2実験)。

(注1)4種の解析処理のうち、顔特徴量解析、マルチモーダル解析、歩容解析の場合は、撮像情報の身体的特性に基づいた解析を行うため、これらの解析結果である特徴量情報も身体的特性に関する情報となる。

もう一つの歩行者検知解析では、撮像情報の身体的特性に基づかない解析処理であり、特徴量情報は作成されない。

パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱の観点からの整理について(案)

パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱での制度設計項目の中から以下の2点が、本実証実験で取扱う情報に関する論点として考えられる。(つづき)

- 論点2(大綱Ⅲ章 1 基本的な制度の枠組みに関する規律)

(3) 個人情報の取扱いに関する見直し

③ 個人データの第三者提供におけるオプトアウト規定(注)については、運用上の問題が指摘されているところ、現行法の趣旨を踏まえた運用を図ることとする。

(後略)

⇒ 本実証実験で提供する情報は統計情報(人流統計情報)であり、個人データの提供は行わないため、本項の事項には該当しない。

なお、本実証実験でのオプトアウト方法には、以下の2案が考えられる。

- ① 事前に本人を識別できる情報(顔写真や歩容映像など)の提供を受け、該当情報を削除する。
- ② 事後に本人の経路情報(時刻と場所)の提供を受け、該当情報を削除する。

(注) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること(現行法第23条第2項参照)。

(参考)

同大綱では、「行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータの取扱い」について以下の方向性が提示されている。

「行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、利活用可能となり得るデータの範囲、類型化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行う。今回の制度改正に合わせ、国から地方公共団体に対し、必要な情報提供を行うことを検討する。」